

水質汚濁防止法に基づく届出の手引き (事業者用)

平成26年4月

山形県環境エネルギー部水大気環境課

— 目 次 —

I	水質関係法令のしくみ	
1	水質汚濁防止法について	
	(1) 目的	2
	(2) 定義	2
	(3) 排出水の排出の制限	2
	(4) 特定地下浸透水の排出水の排出の制限	3
	(5) 届出等	3
	(6) 事故時の措置	3
2	山形県特定事業場排水自主管理要綱について	
	(1) 目的	3
	(2) 内容	3
	(3) 自主管理要領	3
	表－1 届出が必要な事項及び届出期限等	4
II	届出書の記載要領	
1	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出	5
	A 公共用水域へ放流している特定施設の場合	6
	B 全量下水道等へ放流している有害物質使用特定施設の場合	2 5
	C 有害物質貯蔵指定施設の場合	3 6
	添付図面等の作成上の注意点	4 6
2	氏名変更等届出書	5 4
3	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書	5 6
4	承継届出書	5 8
5	事故時の届出	6 0
	資料－1 排水基準一覧	6 1
	資料－2 山形県特定事業場排水自主管理要綱	6 3
	資料－3 自主管理要領策定例	6 9